



発行所  
岡垣町役場  
責任者  
岡垣町長 俵口 静江

印刷所  
有限会社 大和印刷所  
電話 東郷 27番

目次

- 議会だより ..... 1~2頁
- お知らせ ..... 2~3頁
- 話し合い ..... 3頁
- 農業構造改善事業の其後の経過について ..... 3頁
- 地区別事業計画の概要(表) ..... 4頁
- 地区別計画の構想(表) ..... 5頁
- 保育園入園について ..... 6頁
- 税務だより ..... 6頁
- 山林苗木植栽要領 ..... 6頁
- ミカン園の施肥 ..... 7頁
- 種甘藷の伏せこみ ..... 7頁
- シイタケの栽培法 ..... 7頁
- 法華塔 ..... 7頁
- 戦傷病者手帳の交付について ..... 7~8頁
- 伝染病の予防について ..... 8頁
- 拳闘の階級 ..... 8頁

議会だより

第十一回臨時議会は、十一月二十九日午前九時四十分、岡垣町議会議事堂に招集し、次の議案を可決した。

議案第八十一号  
国民健康保険税条例の一部を改正する条例

満場一致で可決  
この条例は地方税法ならびに地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税における減額の基準を定め低所得者の保険税が六割乃至四割減額されることになった。

議案第八十二号  
岡垣町防災会議条例制定について

満場一致で可決  
この条例は災害対策基本法に基づき、岡垣町防災を日頃から常に研究する会及組織について規定したものである。

議案第八十三号  
岡垣町災害対策本部条例制定について

満場一致で可決  
この条例は、災害対策基本法の施行に基づき、岡垣町に災害が

発生した場合の委員会規定である。

議案第八十四号  
岡垣町営住宅入居者選考委員会委員の選任について

満場一致で可決  
学識経験者二名次のとおり選任した。

三吉 大庭 勝(再任)  
海老津 吉田 栄十郎(再任)  
議案第八十五号

岡垣町特別職の職員で非常勤の者の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

満場一致で可決  
この条例は、区長及び農業組合長を会議のため役場が招集した場合に他の委員会(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会)との均衡を保つため費用弁償を支給する条例を改正した。

議案第八十六号  
岡垣町役場建設委員選任について

この議案は一応保留される事になったが、庁舎建設資金の調達は総務委員会が研究する。

議案第八十七号  
期末手当の支給について

原案通り可決

議案第八十八号

期末手当の支給について  
原案通り可決

議案第八十九号

昭和三十七年度岡垣町一般会計歳入歳出決算認定について  
可決

歳入決算額 一金

歳出決算額 一金

一七四、〇四九、五二四円

歳入歳出差引残高

一五八、七七〇、六三三円

歳計現金昭和三十八年度へ繰越

議案第九十号

昭和三十七年度岡垣町国民健康保険歳入歳出決算認定について  
可決

歳入決算額 一金

歳出決算額 一金

一四、三二〇、八三三円

歳入歳出差引残金

一、三七〇、五〇九円

歳計現金昭和三十八年度へ繰越

議案第九十一号

昭和三十七年度岡垣町農業共同済歳入歳出決算認定について  
可決

歳入決算額 一金

歳出決算額 一金

五、八八四、一六二円

歳入歳出差引残金

五、〇九四、九二八円

歳計現金は昭和三十八年度へ繰越

七八九、二三四円

議案第九十二号

昭和三十七年度岡垣町簡易水道歳入歳出決算認定について  
可決

歳入決算額 一金

三、二一八、七三二円

歳出決算額 一金  
二、五〇五、六七九円  
歳入歳出差引残金  
七一三、〇五三円  
歳計現金昭和三十八年度へ繰越  
(別表参照)

昭和三十九年第一回臨時議会は一月二十二日午後一時岡垣町議会議事堂に招集し、次の議案を可決した。

議案第一号

福岡県旧町村職員恩給組合資産管理組合規約の一部を改正する規約の制定について  
満場一致で可決

この規約は嘉穂郡幸袋町、二瀬町、鎮西村の飯塚市合併により恩給組合規約を改正した。

議案第二号

岡垣町工場誘致条例  
賛成十六反対一で可決

この条例は産炭地臨時措置法六条指定により岡垣町工場誘致条例を制定した。

議案第三号

岡垣町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
可決

この条例は一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律が国会において可決成立したことおよび人事委員会勧告にかんがみ本町職員の給料月額を国の法律に準じて改正を行った。

議案第四号

岡垣町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
原案通り可決

議案第五号

教育委員会教育長の給与および勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例  
原案通り可決

議案第六号

岡垣町議会の議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
原案通り可決

議案第七号

行政事務の委託について  
原案通り可決

昭和37年度岡垣町一般会計歳入歳出決算

内 訳			
歳入決算の部			
款 項	予算現額	歳入決算済額	
1 町 税	31,653,977	34,401,492	
(1)普通税	31,653,977	34,401,492	
2 地方交付税	35,742,000	39,853,000	
(1)地方交付税	35,742,000	39,853,000	
3 公企業及財産収入	10,984,500	11,568,931	
(1)財産収入	2,537,500	2,620,070	
(2)財産売却代金	8,447,000	8,948,861	
4 分担金及負担金	544,000	474,555	
5 使用料及手数料	510,000	698,230	
(1)使用料	170,000	105,100	
(2)手数料	340,000	593,130	
6 国庫支出金	48,742,152	48,260,449	
(1)国庫負担金	2,011,500	2,059,732	
(2)国庫補助金	46,679,452	46,123,978	
(3)委託金	51,200	76,739	
7 県支出金	6,118,400	6,370,098	
(1)県負担金	369,400	495,649	
(2)県補助金	5,612,000	5,475,244	
(3)県委託金	137,000	399,205	
8 寄附金	811,000	703,879	
(1)寄附金	811,000	703,879	
9 繰入金			
10 繰越金	16,779,120	16,779,120	
(1)前年度繰越金	16,779,120	16,779,120	
11 雑収入	7,425,700	7,632,770	
(1)納付金	1,020,000	1,121,448	
(2)物品売却代金	10,000		
(3)雑入	6,395,700	6,511,322	
12 町 債	3,200,000	3,200,000	
(1)町 債	3,200,000	3,200,000	
13 国有提供施設等所在市町村助成交付金	4,107,000	4,107,000	
(1)国有提供施設等所在市町村助成交付金	4,107,000	4,107,000	
歳入合計	166,617,849	174,049,524	

歳 出 の 部			
款 項	予算現額	歳出決算済額	
1 議会費	7,958,000	7,821,552	
(1)町議会費	7,958,000	7,821,552	
2 役場費	30,485,200	29,234,572	
(1)役場職員費	24,580,200	23,669,058	
(2)娯楽費	250,000	34,854	
(3)諸 費	5,655,000	5,330,660	
3 消防費	2,615,000	2,564,756	
(1)消防費	2,610,000	2,559,756	
(2)消防委員会	5,000	5,000	
4 土木費	16,979,800	16,499,408	
(1)道路橋梁費	2,806,500	2,669,960	
(2)河川費	2,205,000	2,126,145	
(3)砂防費	430,600	430,600	
(4)港湾費	6,003,600	5,869,749	
(5)災害土木費	824,000	780,000	
(6)雑支出金	249,100	197,578	
(7)石炭離職者緊急就労対策事業費	4,461,000	4,425,376	
5 教育費	56,602,810	55,421,456	
(1)教育委員会費	3,870,600	3,810,202	
(2)小学校費	7,279,090	6,829,479	
(3)中学校費	3,891,600	3,763,007	
(4)社会教育費	821,000	807,253	
(5)学校建築費	40,451,000	39,938,985	
(6)学校保健費	289,520	272,530	
6 社会及労働施設費	21,622,100	21,103,089	
(1)民生委員費	203,500	190,082	
(2)児童福祉費	2,505,400	2,362,309	
(3)身体障害者補助費	45,000	45,000	
(4)社会福祉協議会費	370,000	370,000	
(5)災害救助費	505,000	452,400	
(6)更生費	1,897,400	1,894,950	
(7)住宅費	11,882,000	11,859,055	
(8)国民年金事業費	4,202,800	3,921,998	
(9)日傭健康保険事業費	11,000	7,295	
7 保健衛生費	2,551,200	1,944,550	
(1)健民費	279,500	252,643	
(2)伝染病予防費	747,600	632,716	
(3)隔離病舎費	609,200	432,830	
(4)結核予防費	390,600	173,007	

(5)狂犬病予防費	12,000	5,865
(6)寄生虫予防費	21,500	1,190
(7)鼠族昆虫駆除費	111,500	105,475
(8)汚物掃除費	222,000	200,610
(9)母子衛生費	47,300	37,954
(10)火葬場費	110,000	102,260
8 産業経済費	7,630,400	6,914,750
(1)農業委員会費	2,436,400	2,325,591
(2)農業費	3,853,500	3,283,417
(3)林業費	91,500	56,742
(4)商工業費	374,000	374,000
(5)耕地事業費	875,000	50,000
9 財産費	6,473,000	6,390,206
(2)積立金	5,910,000	5,910,000
(3)財産管理費	518,500	435,815
10 統計調査費	42,350	34,490
(1)統計調査費	23,150	18,180
(2)負担金補助及び交付金	3,000	2,200
(3)果樹基本統計調査費	16,200	14,110
11 選挙費	383,489	329,246
(1)選挙管理委員会費	105,500	98,773
(2)参議院議員通常選挙費	186,989	179,869
(3)筑前海漁業調整委員会委員選挙費	34,000	6,520
(4)公明選挙推進費	10,000	0
(5)公明選挙常時啓発費	37,000	34,244
(6)公明選挙特別委託金	10,000	9,840
12 公債費	4,657,100	4,306,592
(1)元利償還金	4,307,100	4,306,592
(2)利 子	350,000	0
13 諸支出金	6,617,400	6,205,966
(1)公金取扱費	7,200	7,106
(2)徴税費	1,346,500	1,071,354
(3)監査費	71,000	69,244
(4)繰出金	2,600,000	2,500,000
(5)負担金	1,085,000	1,065,007
(6)雑支出金	1,507,700	1,493,255
14 予備費	2,000,000	0
(1)予備費	2,000,000	0
歳出合計	166,617,849	158,770,693

**財産の贈与に注意**

財産をただで他人にやれば贈与税がかかります。売買の形式をとっても、実質的に贈与と認められては、贈与税がかかります。場合によっては、株式や不動産など、妻や子供の名義に変える人を見受けられますが、思わぬ税金がかかることがありますので注意して下さい。贈与税の申告と納税は二月中に済ませることは税務署にお尋ね下さい。

(三頁下段へ続く)

**お知らせ**

自治大臣が県庁に備え置いて供覧する木造、非木造家屋再建築費評点基準表について

この度の固定資産の評価制度の改正により、昭和三十八年十二月二十五日、自治省告示第一五八号をもって固定資産評価基準が告示されましたが、これに伴う木造、非木造家屋再建築費評点基準表は、福岡県庁総務部地方課市町村係に備え置いてありますから、供覧を希望される方は同課へおいで下さい。

行政区名	氏 名	備考	行政区名	氏 名	備考
吉 木	麻生 一男	新任	波 津	佐藤 五郎	新任
原	二宮 徳夫	新任	元 松	吉田 芳正	新任
湯 川	吉田 春美	新任	新海老津	諸島 平一	新任
西 黒	吉田 健蔵	新任	高 倉	早川 種喜	新任
緑 ケ	田中 勘市	新任	野 間	安部 荒五郎	新任
東 松	田中 勘始	新任			
戸	江頭 博愛	新任			
	石田	新任			

右のとおり区民の届出があったので議会の承認を求めた。

婦人会や、青年団等で採り上げられる「話し合い」について、会合の時話す。暇がないので、紙上で紹介しますから、婦人会員や、青年団員の方は目を通し理論と方法を理解しておいて下さい。

# 話し合い (一)

## 一、話し合いとは

我々は「話し合い」という言葉が非常に安易に使っているが、厳密にいうと「話し合い」ということは仲々難かしいことです。ただ二人で言葉を交し合っているのは、一対一の対話であるし、又嫁と姑との仲がうまく行かない場合、話し合えば解るといふが、いずれも厳密な意味の「話し合い」ではないと思われ

ます。なぜかという「話し合い」には、三人以上の人が同じ場所に集まるのが大事な条件の一つになるからです。

対話であればAがこう云い、Bがその反対意見を述べる。又それがAが云うという風に、常に同じレベルの上をいきつ、もどりつして、これでは本当の意味の話し合いの深まりは求められない。話し合いに必要なことは第三者の角度をかえた意見が混ることと思われる。

だから三人以上の人が集まり、三人以上の人が発言することが必要で、二人だけが話し合って残りは聞いていたのでは「話し合い」にならないといえます。それから何人も人が色々な事を話し合う場合、「しゃべり合い」と見られる時があります。この「しゃべり合い」と「話し合い」との基本的な性格の違いは、「しゃべり合い」は時間を長くかけてやっても、相互に高まる事が殆んどないが、「話し合い」の方は、一分でも二分でも、どんな短時間でも、話し合う以前より相互に高まっているという事です。

「話し合い」には三つの条件即ち三人以上の人が必要であること、その三人以上の人が発言すること、話し合いにより、そ



の場に居た人が全体的に高まる必要があることを挙げたが、更に才四の条件として、「話し合い」は相互間が平等の関係であるということが必要です。

これは当り前のことのようにですが、極めて重要なことです。「話し合い」では一つの意見に対し、違った意見があったらそれを自由に出させるということが大切です。当然のことでありませんが、平等の関係でない場合は、自分は反対である。納得できないと思っても、こう言えば叱られるのじゃなかるうか、或いはにらまれるのじゃなかるうかと心配し、自由な発言が困難になります。

日本の社会で話し合いが難かしいのは、家でも町でも職場でも不平等の序列があるからです。

## 二、話し合いはなぜ大切か

「話し合いを通じて、我々は初めて主体性をもった個人になる」のだと、学者間でいわれています。

話し合いなしに唯他人の意見を承る、聞くという受身の状態では、個人の主体性はどうしても出て来ない。話し合いを通じて初めて個人が主体性を持ち、或いは自分の考えを持つことが出来る。考える人は話すことが出来る。従来日本人は話すという事を本気で考えなかったために主体性を持たない人が多い。

話し合いの大切なことは、家庭を見ればすぐ分る。話し合いの出来る家庭は明るい家庭で、出来ない家庭は暗い家庭と大体いえる。不良青少年は色々してもらいたいがあっても言えない抑圧された空気の中から出る事が多い。(家族の話し合いの効果については昨年の七月号を見て頂きたい。)

「三人寄れば文珠の智慧」と

(二頁下段より続く)

所得税の青色申告決算書は所定の期日まで御提出下さい

毎月五日「休日にあたる日は、その翌日」は税の相談日です。税のことなら匿名で、何でも気軽に相談できることになっていますから、どしどし利用して下さい。

## 昭和三十八年分確定申告について

本年もいよいよ確定申告をしていただく時期になりました。皆様方には、すでに御自分の所得金額は算定してあることと存じますが、申告書の記載方法につきましても、本年は申告書の様式も変って、何かとおわかりにくい点があると思われまますので次の点に特に御注意されるよう

うお願いいたします。

記

一、申告書の「控用」は「提出用」として代用することはできませんので「提出用」に記載して下さい。

二、申告書下部のミシン線以下の部分は申告書の受付書でありませんから切り取らないで下さい。

三、納税相談の日時、場所については後日お手もとまで御通知いたしますが、会場が大変混雑すると思われまますので、申告書の住所、氏名、職業、電話番号欄はもちろん、裏面の二の配偶者控除、扶養控除欄の氏名、続柄、生年月日は記載しておいて下さい。

四、納税についても三期分には有利な延納の方法がありますので、同会場の徴収課員へ相談して下さい。

## 農業構造改善事業の

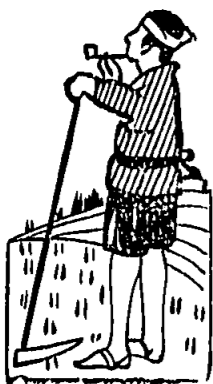
### その後の経過について

本町は昭和三十七年度農業構造改善事業計画地域の指定を受け、昭和三十九年度より実施地域となるため、基幹作目の選定実施地区、実施事業の決定等関

するに、人間は一人で考えるよりも、他人の智慧を借りた方が進歩も早い。世の中が複雑になればなる程、産業が高度化すればする程、話し合い、共同化は必要になる。マスコミの発達はますます人間の結束を促す一人一人では、急テンポに変わる世の中、マス・コミの力に対抗できないからです。

それにもう一つ、人間誰しも自分の考えを聞いてもらいたいという欲望をもっています。単に人から教えられることを覚えるよりも、自分もその話し合いの中に加わり発言する。発言すると次に又何か言おうと勉強するようになる。発言することにより励みになり、進歩し、生甲斐を感じ、楽しみになり、又発言したことは本当に身につくものです。

農業振興課





地区別計画の構想

地区名		① 海老津地区		② 早崎地区		③ 西黒山地区		④ 養鶏地区		地区合計		地域全体		
基幹作目		みかん		みかん		みかん		鶏卵						
区分		現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	
経営類型の改善目標	果樹専業	戸	6戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	6戸	1戸	10戸	
	養鶏専業							3	4	3	4	6	10	
	水田専業											105	80	
	水田+養鶏	1						3	5	4	5	14	70	
	水田+果樹	1	13	2	2		8			3	23	109	70	
	水田+その他					9				9		139	85	
	水田+養鶏+花卉							1	1	1	1	6	5	
	水田+果樹+養鶏		2		2		1	1	1	1	6	3	10	
	その他	1							3	2	4	2	69	40
	小計	3		2	4	9	9	11	13	25	26	452	380	
半商品生産農家	18	5	2					2		22	5	293	300	
自給的農家	5									5		124	116	
協業経営加入農家			6	6				15	15	21	21	29	34	
合計	26	26	10	10	9	9	28	28	73	73	898	830		
土地面積	水田	12.82	9.77	11.5ha	8.3	13.05ha	12.55ha	23.14ha	11.54ha	60.51ha	42.16ha	665.8ha	550.0ha	
	普通畑	2.21	1.72	2.88	1.25	2.59	1.72	7.0	6.0	14.68	10.69	159.39	130.0	
	果樹園	11.29	17.23	1.52	11.0	0.2	8.52	0.55	0.1	33.36	37.45	57.81	250.0	
	その他	0.9	-	3.0		3.1		0.94	0.96	7.94	0.96			
	小計	27.22	28.72	1.89	20.55	18.94	22.79	31.63	19.20	96.69	91.26	883.0	930.0	
	(1戸当り)	(1.05)	(1.10)	(1.89)	(2.05)	(2.1)	(2.53)	(1.12)	(0.68)	(1.54)	(1.59)	(0.98)	(1.06)	
	採草放牧地	1.8	0.24			0.11	0.05	3.26	3.01	5.17	3.90	30.0	30.0	
山林原野	16.93	12.12	10.16	8.46	6.78	3.46	33.29	31.34	67.16	55.36	2,564.4	2,400.0		
その他											1,345.0	1,350.0		
合計	45.95	41.08	29.06		25.83	26.30	68.18	53.55	169.02	120.93	3,939.4	4,710.0		
主要産作物	米	12.82 (47.4)	9.77 (36.1)	11.5ha (46.1t)	8.3ha (33.2t)	13.05 (47.0t)	12.55 (45.2t)	23.14 (78.7t)	11.54 (41.5t)	60.51 (219.10)	42.16 (156.0)	665.8 (2,470t)	550.0 (2,040t)	
	みかん	11.29 (-t)	17.23 (568.6t)	1.52ha (0t)	11.0ha (363.0t)		8.04 (265.3t)			12.81 (-)	36.27 (1,196.9)	24.9 (0)	150.0 (495t)	
	鶏卵							11,540羽 (138.5t)	52,300羽 (680.0t)	11,540羽 (138.5)	52,300羽 (680.0)	42,481羽 (509.8)	100,000羽 (1,300t)	
構善費 造事業 改業	補助事業費(1戸当り)	11.182	(430)	10.020	(1,002)	2.328	(258.7)	36.732(1事業主体当り12,577)						
	融資単独事業費(1戸当り)							18,000 (1,384.6)						
合計(1戸当り)	11.182	(430)	10.020	(1,002)	2.328	(258.7)								
計画の構想	①既成園 11.29ha開墾済0.3haであるが、自主経営農家育成のため5.65haの造成を行うと共に連絡道路 360mを新設し、スワースプレーヤによる作業能率の向上をはかる。 ②共同防除施設を設置すると共に灌水施設を併置して経営の近代化をはかり品質の向上と増収を促進する。		①本地区は、現在栽培面積1.52ha 開墾面積3.0ha計4.52haであるが適地が多いため水田の省力化をはかりみかん園4.17haを造成し経営規模拡大による経営の安定をはかる。 ②スワースプレーヤによる共同防除施設を設置して経営の近代化をはかり、品質の向上と増収を促進する。		①開畑面積 3.1haあるが適地が多いため、本事業において 4.9haを造成し経営規模の拡大による安定農家の育成をはかると共に連絡道路の整備を行う。		①補助対象として共同鶏舎3カ所(岡垣中央10.000羽 三吉共同5,000羽 木15,000羽)を建設すると共に融資単独事業として鶏舎13カ所(19,000羽飼養)を建設する ②岡垣町農協において年間 50,000羽 育成の育すう育成所を建設し強健な大雛を養鶏農家に配布し養鶏経営の安定をはかる。		①水田の省力化によるみかん園の造成を促進し自立経営農家の育成をはかる。 ②養鶏経営の安定をはかるため経営規模の拡大による養鶏専業農家の育成をはかる。		①適地適産によるみかん園を造成(昭和43年度において150ha) 水田+みかんの複合経営による自立経営農家の育成をはかる。 ②昭和43年度において成鶏100,000羽を飼養を目標に養鶏専業農家、養鶏複合経営農家の育成をはかる。			



# 保育園入園について

保育園入園についてはすでに充分認識されていると思うが、幼稚園とは全くその性格を異にしております。

幼稚園は小学校入学前の予備教育的存在であるが、保育園は後記入所基準でも示すように、夫婦共稼ぎとか、母親が病気だとか、児童を昼間保育できない状態にあるとき、その児童を保育園に措置することによって、児童が心身共に健やかに育成されることを目的としております

本年も多数の園児が小学校に入学いたしますが、前記御認識の上、入園希望の方は役場民生課まで御申し込み下さい。

(但し本年四月より入園希望の方は事務手続がありますので二月下旬までに御申し込み下さい。)

## 保育所入所基準

一、児童の母親が昼間家庭の外で仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合

い場合

二、児童の母親が昼間家庭で児童とはなれて、日常の家事以外の仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合、しかし父親がその仕事に従事して、かつそのため、使用人がいる家庭は除かれる。

三、母親の死亡、行先不明、拘禁などの理由により、母親がいない家庭の場合

## 税務だより

昭和三十八年分所得税、確定申告の面接相談を、三月九日から三月十二日まで岡垣町役場で行います。

但し農業関係は三月十二日限りです。

三月十五日は日曜日ですが、若松区体育館で、午前中だけは受けつけますから、前記の日に都合のつかなかった人は行って相談下さい。

四、母親が出産の前後であったり病気であったり、心身に障害があったりするので、その児童の保育ができない場合

五、その児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害のあるため、母親がいつもその看護にあたっておるため、その児童の保育ができない場合。

六、火災や風水害や、地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合。

× ×

昭和三十九年度事業税、町県民税の面接相談を、次のとおりに行いますから、該当者はその間全員申告して下さい。申告書は二月十七日頃送付します。

## 申告相談日

三月九日から三月十二日まで所得税、事業税、町県民税の三税共同受付。  
三月十九日事業税、町県民税の

# 山林苗木植栽要領

造林の時期になりましたが、皆さん方地拵その他植付の準備をされておること存じます。一月中旬に造林講習会も開催いたしました。ここに造林について簡単に記載致します。

## 一、仮植

### 1、仮植場所

過湿地、及び重粘土の畑は避け、排水の良い砂壤土の畑が良い。他に場所がなく止むを得ず湿気の多い所、停滞水のある所に仮植する場合、排水溝を作り畦を高くすること。

### 2、仮植の仕方

- ①束のまま、又は厚く仮植してはならない。
- ②深い溝を掘り、一列並びに苗木を並べ十分に根と土が接するよう堅く踏みつけて行う。
- ③長期の仮植の場合は苗木

## 二、植付

をたて、根を曲げないようにする。倒して仮植えた場合、根の鳥足、芯曲がりを防ぐため。

④水仮植は、短期間のみの場合に限り行うが、できるだけきけること。

- 1、地拵地の枝条、地被物を七〇糶四方にかきのける。この場合、横よりも縦の方を広くのけ気味にする。
- 2、表層の肥えた黒い土を片側にかき寄せ、一山をつくる。

- 3、植穴の地面に鍬をまんべんなく打込んで土を軟かくする。傾斜地では困難であるので植穴を横に大きめに掘る。
- 4、中央に直径三〇糶、深さ二五糶角の穴を掘る。
- 5、穴の底に先に取除いてお

いた黒い土(腐植土)を入れ、穴の底を中高にする。

- 6、苗木を入れ、根を四方にしかも根の先が下向きになるように伸し、苗木を上下にゆさぶってやりながら三〇糶位引上げ、良く踏みつけながら残りの黒い土を投入し、更に上部を掻き落とし又踏みつけること。
- 7、最後に落枝条落葉等を出るだけ多く苗木の周囲にかける。

以上は一般にスギの場合であるが、ヒノキは一の枝一本だけは上中にかくれる程度とし、マツは大株苗にあつたときよりも、三〇糶位深く植えること。スラッシュ、及びスラッシュ、パイプ等は風害に弱い性質があるので苗木時よりも全幹長の半まで深植とし、植穴は三〇糶位の深さとする。

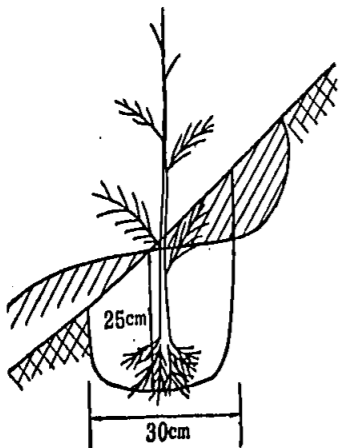
二税共同受付。

三月十三日から三月二十一日まで町県民税の受付。



## 三、植付に当たっての注意

- 1、苗木袋は必ず持って行くこと。(ビニールの肥料袋等)
- 2、乾燥した苗木は吸水させて苗木袋に入れること。
- 3、林地に小運搬した苗木は放置しないで直ちに仮植すること。
- 4、急傾斜地はその傾斜の度合に応じ、斜面に倒して植えること。
- 5、苗木到着後、不良苗があったときは役場の係に連絡し、仮植しておくこと。
- 6、植付前には選苗し、不良苗は植付けないこと。
- 7、ヒノキは葉の表裏に注意し、葉の表を南側に向けて植えること。
- 8、山あげ数量は毎日計算し、仮植苗の残苗を確認し植付本数に過不足を生じないようすること。
- 9、強風後は必ず巡視をすること。
- 10、火入後の植付は降雨量を確認して植付けを始めること。
- 11、植付完了後は必ず見回りを行い、植残りの地域のなにより留意することは勿論不良苗のあるときは手直しを行うこと。



# ミカン園の施肥



晩春から初夏にかけては新しい枝が伸び、開花、結実と続くので、ミカンの肥料吸収も多くなる。そこで、二月中旬から三月にかけては春肥の施用適期となる。春肥の施用量は、耕土の種類や深さ、木の状態、目標収量等によって違いますが、全体的には年間施用量の五〜六割位施すことよいでしょう。

標準的には温州ミカンには、第一回は三月上旬に窒素二匁、磷酸、加里を六匁ずつ施し、第二回は四月

## 種甘藷の伏せこみ

種イモに黒斑病菌がついていると育苗中にイモから苗に伝染する。この病原菌はイモの肉質に浅く入っているため、入浴がすんだあとの風呂湯を使って温湯消毒をしないと、完全に殺菌することができない。

風呂湯の温度は四七〜四八度に調節し、四十分間そのままにしてイモをあため、時々かきまぜてやる。そして四十分後イモを上げ、寒気にあてないようにして、二十度位の温床に植え込む。この時外気にあてイモを凍らせ腐らせないこと。早掘り栽培では二月中旬から三月上旬までに温床へ伏せ込むと、四月中旬頃さし苗ができるようになる。

伏せこむ場合には、イモの首を軽く切り、温床の障子一枚に三、七五匁の割合で伏せ、成育状態をみて一〜二回追肥する。

## シイタケの栽培法

シイタケ栽培に適した木は、クヌギ、クリ、シイ、カシ、ナラ等。

クリやシイはシイタケの型は小さいが早く発生し、その数も多くできる反面、原木の寿命が短かいのが欠点。これと反対にクヌギは原木の寿命も長く、品質もすぐれたものができる。然し出はじめのものは一番おそい。

仕立て方は、秋から春さきまでの樹木の成長がとまっている間に切り倒して、一米から一米半位に切って、ナマ木のうちに種菌を植える。

この種菌のうえ方は、木の長さ一米末口が直径八糎前後のもので三、四カ所、直径十糎では五カ所位を標準にして、木の一方所に集らないよう分散させる穴をあけるには種菌の種類により器具がある。



## 法華塔

写真の塔が原、妙見の車庫前に立っている。むつかしい字だが「ホッケトウ」と読む。以前八幡製鉄所の臨海荘の庭に建っていたが、終戦後粗末になるからと御大師組合で移転されたとか。

原の法華塔は慶応三年、原の庄屋格の花田孫平氏が、法華経を一つの石に一字ずつ書き、海上で遭難する無縁の仏をまつり、又平和と子孫の繁栄を祈願したのだが、内浦海蔵寺境内にも天保十年（今から一二五年前）建立の法華塔がある。他の所にもあったら教えて下さい。



## 戦傷病者手帳の交付について

### 手帳の交付の請求

公務上の傷病について傷病恩給等の裁定を受けている者が戦傷病者手帳の交付を受けようとするときは、戦傷病者手帳交付請求書（省令様式第一号）に、次に掲げる書類を添えて、居住地の都道府県知事に提出すること。

- ① 住民票の謄本、又は抄本
- ② 公務上の傷病について傷病恩給等の裁定を受けたこと、及びその障害の程度を認めることができる書類（例えば傷病恩給等の証書、若しくは裁定通知書、又はこれらの書類の写、又は国民金融公庫が発行した傷病恩給等の証書の保管証明書）
- ③ 請求の当時における公務上の傷病による障害の状態についての医師又は歯科医師の診断書（記載事項は、恩給診断書に準ずるものとする。なお、都道府県において、その者が傷病恩給等の写を提出した恩給診断書等の写を保管している場合又は身体障害者手帳の交付を受けている者については当該身体障害者手帳の交付申請の際提出した診断書による）
- ④ 写真二枚（提出の日、前一年以内に撮影されたベストサイズの無帽かつ正面上半身のものとする。次項及び第二六において同じ。）
- 2、公務上の傷病について傷病恩給等の裁定を受けていない者が戦傷病者手帳の交付を受けようとするときは、戦傷病者手帳交付請求書（省令様式第一号）正副各一部に次に掲げる書類を添えて、居住地の都道府県知事に提出すること
  - ① 住民票の謄本又は抄本
  - ② 履歴書
  - ③ 請求の当時における障害が公務上の傷病によるものであることを認めることができる書類
  - ④ 障害の原因となった負傷、又は疾病の症状の経過を記載した書類
  - ⑤ 請求の当時における公務上の傷病による障害の状態についての医師、又は歯科医師の診断書

（八頁下段に続く）

# 伝染病の予防について

伝染病の予防に三つの原則があります。

## 一、感染源対策 (病原菌のいる源を刈り取る)

伝染病の病原体は、人、動物、植物、あるいは土の中にも生活しつづけて、いつでも人間をねらっています。そして直接、あるいは水、食物、動物、容器などを介して、人間に伝播します。たとえば腸チフスや、赤痢の場合にはよごれた水、マラリヤ、日本脳炎の場合には蚊、シフテリアの場合は病原体に汚染された食器などが感染源になるわけです。これらの感染源を、社会から隔離したり、除去したり、汚物を消毒することが予防の一つの手段です。また我国では、痘そう、コレラ、ペスト、黄熱病などまったく発生しないが、外国ではこのような病気がたえず発生してをり、外国から侵入しないとも限りません。そこで海外からの旅行者について港からの上陸、空港からの入国に当り、伝染病の侵入をくいとめる為に検疫が行なわれています。

## 二、感染経路対策

(病原菌、伝播の道すじを断ち切る)

感染源から人間に伝染するまでにはいろいろの方法ではごぼれます。直接感染源にふれる(直接接触)よごれた布、その他の器具を介して(間接触)くしゃみ、せき、談話の際に散布される(飛播伝染)水、飲食物などにより(伝播体)飛沫の中心核とか、ほこりにより(空気伝播)動物や昆虫による(動物伝播)等の場合があります。そこでこの伝播の経路を切断することにより、予防することができ、牛乳の殺菌、汚染した器具の消毒、医療器械の消毒、昆虫やねずみ駆除などの方法がとられます。

## 三、感受性者対策

(病原菌に対し、抵抗力を保持して免疫力を与える)

痘そう、ましん、シフテリアなど特定の伝染病は一度かかると一生のうち二度とかわからないようになりません。二度とかわからないようになる、抵抗力をもつことを免疫性を獲得したといえます。人工的に病毒性を弱めたり、殺したりしたもの(抗原)を人体に接種することにより、伝染を防ぐことができます。このように伝染病の予防は三つの方法があるわけですが赤痢のようにまだ有効な予防接種がない為、感染源や感染経路対策によって予防する以外に方法はないわけですから。又小児マヒのように感染源や感染経路対策では予防しきれず感受性者対策(予防接種)のみが有効の手段となっています。なお岡垣町で、実施している予防接種についてお知らせさせていただきます。

(1) 予防接種法に基づいて是に受けなければならぬ予防注射

### ◎ 腸チフス、パラチフス

- 生後三カ月から四八カ月の間
- ………三回
- 以後六〇才までの者
- ………毎年一回

### ◎ 種痘

- 生後二カ月から一二月の間
- ………一回
- 小学校入学前六カ月以内
- ………一回
- 小学校卒業前六カ月以内
- ………一回

### ◎ シフテリア

- 生後三カ月から六カ月の間
- ………三回
- 以後一二月から一八カ月の間
- ………一回
- 小学校入学前六カ月以内

- ………一回
- 小学校卒業前六カ月以内
- ………一回
- ◎ 百日咳
- 生後三カ月から六カ月の間
- ………三回
- 以後一二月から一八カ月の間
- ………一回

### ◎ 小児マヒ

- 昭和三十九年より小児マヒの予防注射は実施しません。それにかわって生ワクチンの投与が法定化され、定期に実施されます。予定次のとおり。
- 生後三カ月から一五カ月の間
- ………二回
- 三六年一月一日から三七年一月三〇日まで生れた者
- 三七年一月一日から三八年二月二十八日まで生れた者
- 三八年三月一日から一月三〇日まで生れた者
- 以上の者は三九年二月に投与する。
- 三八年三月一日から一月三〇日まで生れた者
- 三八年一月一日から三九年二月二十八日まで生れた者
- 以上の者は三九年六月に投与する。

### ◎ コレラ

- 満一才以上六〇才まで
- ………毎年二回

### ◎ 発疹チフス

- 満六才以上六〇才まで
- ………毎年二回、但し特に県知事より指定を受けない限り実施しない。

### ◎ インフルエンザ

- 生後三カ月以上六〇才まで
- ………毎年二回

### ◎ ワイル病及びペスト

- 特に県知事の指定を受けない限り実施しない。
- (2) 予防接種法に基づかないで希望で受ける予防注射

### ◎ 日本脳炎

- 生後初めて受ける者
- ………二回

⑥写真二枚  
3、公務上の傷病について療養の必要がある者については、前二項によるのほか、第一に定めるところより療養の給付の請求手続も併せてとること。

## 拳闘の階級

拳闘は競技者の体重によって階級を設け、同階級同志がたたかう。下位者は上位に挑戦できるが、その反対は許されない。階級は次の八種類

フライ級	一一二ポンド
バンタム級	一一八〇
フェザー級	一二六〇
ライト級	一三五〇
ウェルター級	一四七〇
ミドル級	一六〇〇
ライトヘビー級	一七五〇
ヘビー級	右以上の者

以後六〇才まで

(1) 予防注射の料金は、法に基づいた予防注射は無料、法に基づかないで希望で受けるものは有料、実施時期に適當な金額を定めています。

なおインフルエンザは法に基づいた予防注射ですがワクチン等の関係で有料。

生活保護を受ける人は一部の人間について無料(厚生省指示)他の人は有料、たとえばインフルエンザを例にとると生活保護者の内、小中学校の児童は無料で、大人は有料になっています。

以上予防注射の該当者等をお知らせしましたが、現在乳幼児はほとんどの人が注射を受けておられますが、大人は予防注射を受けない方が非常に多いわけですから。伝染病の予防は予防注射に勝るものはありませんので該当する予防注射は洩れなく受けていただき、伝染病を防ぎ度いと思えます。なお予防注射の際には母子手帳を持参して下さい。